

連邦海外腐敗行為防止法 (FCPA)

Q

米国に所在しない海外の公的企業 A 社が、日本の当社の工場を見学に来ます。旅費、日本国内での宿泊費等を当社が負担した場合、当社は米国の法令で連邦海外腐敗行為防止法 (FCPA) の罰則を受ける対象になるのでしょうか。

A

貴社が罰せられる可能性はあります。ただし、A 社の米国での活動、貴社が米国で株式を公開しているか、今回の A 社による貴社訪問の意図は何か、などが明らかにならないと確答はできません。貴社による宿泊費などの負担を通常の儀礼の範囲内に留めておくことにより、リスクは軽減できるかと思います。

本相談は海外の公的企業との取引で、第3国である米国の贈収賄を規制する法律の影響が自社に及ぶ可能性あるか？との懸念から寄せられたものです。相談された方は国際業務におけるコンプライアンスについて非常に関心が高いことがうかがえます。

海外での贈賄について注意するポイントは大きく以下の3つのパターンに分類できます。

- ① 関係国の公務員に便宜を図ってもらうために相手に直接、金品等を渡す。
- ② 関係国の公務員に便宜を図ってもらうために、エージェントやコンサルタント等を介して、金品等を渡す。
- ③ 上記1、2の行為が、企業活動を行っている別の第3国で取り締まりの対象になる。

「公務員に賄賂を提供してはいけない」ということは日本国内で広く認識されていることと思います。「賄賂」といえるレベルでなく「接待」についてもルールを定めている企業も多いと思います。では海外の公務員に対してはどうでしょうか？

進出先国や業務を展開している国では、それぞれの事情が異なる上に、取り締まる法律も違います。最近ではアジア諸国でも関連する制度が整備され罰則規定が制定されているところもあります。進出先国など当事国についての関心を高めている企業も増えてきましたが、一般的には十分とはいえません。

実際にアジアなどの新興国に進出する場合、例えば会社設立認可をスムーズにするために政府高官の口利きが有効であるとか、その国では輸入禁止となっている中古機械を現地法人の工場で使用するために認可が必要である、というようなケースに遭遇することは、あり得るでしょう。また、認可取得手続をまかしている現地のコンサルタントに各種費用も含めてフィーとして支払うことも一部行なわれているようですが、そうした行為が問題になれば、罰金などの金銭的損失だけでなく会社の信用の失墜にもなりかねません。

外国公務員に対する贈賄については、単に自社の社員が直接、賄賂と思われる金品を提供するようなケースばかりではないため、意識的に違反がないか点検し、当事者となる社員各自に注意点を徹底する必要があります。

1. 規制の流れ

(1) OECD

1997年、経済協力開発機構（OECD）が「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」策定、1999年2月に発効。2013年4月現在条約締結国はOECD非加盟国6カ国（ブラジル、ロシア、南アフリカ等）を加え40カ国（OECDホームページより）

条約の内容を要約すると以下ようになります。

(概要)

国際商取引において不当な利益を取得・維持するために外国公務員に対し、直接あるいは仲介者を通じて不当な利益を供与すること。

(外国公務員とは)

- ・外国（地方公共団体も含む）の立法、行政、司法の職にあるもの
- ・外国の公的機関・企業、公的国際機関の職員

(制裁)

- ・刑罰の範囲は自国公務員の贈賄と同程度
- ・贈賄及び贈賄を通じて得た利益の没収又は同等な金銭的制裁

(2) 日本

日本は本条約を締結し、不正競争防止法を改正、18条第一項に「何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。」としており本人の刑事罰のほか会社に対し3億円以下の罰金の可能性があります。

また日本国内だけでなく海外で現地の公務員に贈賄を行った場合も対象となります。注意したいのは冒頭の質問にあったように日本以外の国の法律によっても処罰される可能性があることです。

(3) アメリカ

連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）では適用対象を米国法人、市民・住民だけでなく、株式や証券の上場企業とその関連会社および米国内で贈賄行為の一部が行われた場合も含んでいます。どのような行為・事実が「米国内で贈賄行為の一部が行われた場合」となるかについて不明な部分もあり、広範囲に捉らえる必要があります。米国に関連事業を持たない会社が米銀経由で贈賄資金を送ることも取引対象になった事例があります。


(4) イギリス

英国贈収賄防止法では英国で設立された企業だけでなく、英国で事業または事業の一部を行っている企業も対象になります。

(5) 中国

2011年に刑法を改正し、日本企業を含めた外国企業は、中国企業と同様に不当な利益を得るために国家職員に“財物”を提供した人または組織に対して、贈賄罪が適用されるようになりました。刑罰については、内容により異なりますが、最高刑は無期懲役となっています。

また、中国では、非公務員への贈収賄についても「商業賄賂」として不正競争防止法等で規制しているので注意



が必要です。事業者が商品を販売または購入するために、財物やその他の手段により相手側に対し賄賂を行う行為を禁止しています

2. その他留意点

(1) 外国公務員の範囲

対象となる外国公務員についてはOECDのなかで概略を述べていますが、中国では、中国国営企業の従業員の場合、事態は一般企業と同様であっても「国家公務員」または「公務員」とみなされる可能性があります。従って国営企業の従業員と接するときは十分な注意が必要です。また外国政府と民間企業の合弁企業の場合、その役員と従業員は米国FCPA上、外国公務員とみなされた事例があります。

(2) 物事を円滑・迅速に進めるための金銭の授受 (Facilitating Payment)

日本では個別判断になります。他の国でも対応は様々ですが、金額が多額であったり、単に政府活動を迅速化するため以外の目的の場合は処罰の対象となります。

3. 最後に

贈収賄はコンプライアンスの問題です。自社でそのような行為をしないことは当然ですが、海外で事業を行なう場合は社内教育だけでは十分ではありません。海外現地拠点や代理店、委託先などへのヒヤリングや指導を定期的に行いルール作りや指導、点検を行なうことが必要になると思います。あるアフリカ投資セミナーに参加したおり、最後の質疑応答で、経験豊富と思われる政府系職員の方が「アフリカでビジネスを円滑に行なうには現地の役人と仲良くなることがポイントです。」と語っていました。コンプライアンスリスクへの対応が重要となっています。

(参考サイト)

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oced/fo_shotori_hon.html

「外国公務員贈収賄防止指針」等、経済産業省のホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/shishin.html